

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子家庭等福祉増進関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、母子家庭等福祉増進関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子家庭等福祉増進関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

白山市長

公表日

令和6年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子家庭等福祉増進関連事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、満18歳年度末までの児童及びその児童を養育しているひとり親家庭の父又は母に対して、生活の安定と児童の健全な育成を図るため次のサービスを行う。 ・ひとり親家庭等医療給付金支給 ・ひとり親家庭等ホームフレンド派遣 ・ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣
③システムの名称	福祉給付システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子家庭等福祉増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項 ・ 白山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年白山市条例第34号）第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	白山市健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市総務部総務課 〒924－8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076－274－9510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白山市健康福祉部子育て支援課 〒924－8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076－274－9575
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する際は、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	福祉給付システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと顔認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	元村 とよ	村田 久美	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	I 5 ②所属長の役職	村田 久美	課長	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	新設	事後	事前通知事項に当たらないため
令和6年11月8日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和6年11月8日	I 5	白山市健康福祉部こども子育て課	白山市健康福祉部子育て支援課	事後	事前通知事項に当たらないため
令和6年11月8日	I 8	白山市健康福祉部こども子育て課	白山市健康福祉部子育て支援課	事後	事前通知事項に当たらないため
令和6年11月8日	IV 4	特に力を入れている	十分である	事後	事前通知事項に当たらないため
令和6年11月8日	IV 6	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	
令和6年11月8日	IV 6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和6年11月8日	IV 8	—	新設	事前	
令和6年11月8日	IV 11	—	新設	事前	